

令和6年度 学校いじめ防止基本方針（令和3年4月一部改定）

市川三郷町立三珠中学校

I. いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

<はじめに>

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめは、様々な様態があり、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくいことを踏まえ、いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、関係機関等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

<いじめに対する基本認識>

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

[いじめ防止対策推進法2条]

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

2 いじめに関する基本的認識

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。また、「けんか」や「ふざけ合い」であっても、被害が発生している場合もあるため、背後にある事情を調査する必要がある。

一方、いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。また、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるよう、道徳教育を充実させるとともに、授業づくりや集団づくりを未然防止の基本とする。また、障害のある児童生徒や性同一性障害や性的指向・性自認に関わる児童生徒等、特に配慮が必要な児童生徒については、当該児童生徒の特性を踏まえ、適切な支援を行い、組織的な指導を行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

※キーワード ⇒ 「居場所づくり」「絆づくり」と「自己有用感の育成」

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。教育相談の充実のために、教職員の業務の見直しを行いながら、相談時間を一層確保するなど、教育相談体制の充実を図る。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。いじめの解消にあたっては、「いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安とする）」「被害にあった児童生徒が心身の苦痛を感じていない」の2要件を満たすことをもって判断するものとする。

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申し立てがあつた際には、調査を行わないままいじめの重大事態ではないと断言することなく、必要に応じいじめ対策委員会または、教育委員会が設置した付属機関において調査を行うものとする。

II. いじめの防止等のための対策

I 組織の設置

(1) 名 称 「いじめ対策委員会」

(2) 目 的

組織として、未然防止から対応に至る直接的な事柄と、そこから派生する教職員の資質能力向上のための校内研修、教育課程に位置づけられて行われる取組の企画や実施、計画通り進んでいるかどうかのチェックや各取組の有効性の検証、「学校基本方針」の見直し等を行う。

(3) 具体的な役割

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報の窓口
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催と組織的な対応

情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携。

○いじめであるかどうかを組織的に判断

教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに全て当該組織に報告・相談。集められた情報は、個別の生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化。

○いじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証

学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組の進捗状況のチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し。

(4) 構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭、その他必要に応じて校長が認める職員及び学校関係者（スクールカウンセラー、スクールサポーター等）

(5) 取組内容

- ①いじめの未然防止・早期発見・措置の体制整備及び取組
- ②インターネットや携帯電話を利用したいじめに対する対策の推進
- ③教職員の資質能力の向上のための校内研修
- ④教育課程に位置づけられて行われる取組の企画や実施、及びチェックや各取組の有効性の検証
- ⑤「学校基本方針」の見直し

(6)会議・運営

月1回開催　状況に応じて即時開催

2 具体的な取組

(1) いじめの防止

【教職員】 ⇒ 「居場所づくり」

○わかる授業づくり

◇校内研究会との連携

- ・認め合いを重視した授業実践（日常）
- ・全ての生徒が参加・活躍できる授業実践（日常）

学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしやからかいなどの改善

- ・ハイパーQ Uの実施

◇生徒指導部等との連携

- ・学習規律の形成

チャイム席 他

- ・障害（発達障害を含む）を持つ生徒についての理解を深める

○適切な対応

◇教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動の是正

【生徒】 ⇒ 「絆づくり」と「自己有用感の育成」

（コミュニケーション能力の育成）？

○生徒が自ら気づく・学ぶ機会の提供

※1 ◇体験活動・交流活動の教育課程への計画的位置づけ

人と関わることの喜びや大切さへの気づき、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感・自己肯定感の育成

※1 ◇生徒自らがいじめについて学び、取り組む生徒会活動

※1 学校・生徒会行事

通学路清掃（6・10月） 学園祭（9月）

3年修学旅行（4月） 2年宿泊学習（5月）

1年町内巡り（10月） 合唱発表会（11月）

3年生を送る会（3月）

日常活動

委員会活動

部活動

◇道徳・学級活動の時間への効果的な時期への位置づけ

- ・学年始め、学期始め

【ネット】 ⇒ 「保護者との連携」

◇インターネットや携帯電話を利用したいじめに対する対策の推進

- ・年間指導計画に基づいた情報モラル教育等の啓発教育
- ・携帯電話・スマホ・インターネット利用に関する実態把握
- ・保護者と連携したネット利用制限等の取組

(2)いじめの早期発見

○児童生徒のささいな変化に気づく

◇日常の様子

- ・朝の健康観察 授業・活動の様子 休み時間・昼休みの様子
- 保健室の様子 同僚との情報交換

◇日常の記述

- ・学級日誌 個人ノート（毎日の記録）

◇定期的な取組

- ・きずなの日（部活なし） 1回／月
- ・いじめアンケート（生徒・保護者） 1～2回／学期
- ・教育相談（個人面談） 1回／年

年度始め……1年生

- ・三者懇談（5月家庭訪問、7月、12月）

◇その他

- ・生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる
- ・「いじめ不登校ホットライン」の周知

(3)いじめに対する措置

○気づいた情報を確実に共有する

◇「いじめ対策委員会」で、いじめとして対応すべき事案か否かを判断

- ・状況把握及び分析

○（情報に基づき）速やかに対応する

◇生徒の人格の成長に主眼を起き、問題の再発を防ぐ教育活動を行う

- ・いじめを受けた生徒・保護者への支援
- ・いじめを行った生徒・保護者への指導

◇加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、町教委とも連絡を取り、スクールサポーター（鰍沢警察署）と相談して対処する。

- ・専門的な知識を有する者・関係機関等との連携

◇生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに鰍沢警察署に通報し、適切に援助を求める。

◇いじめが「重大な事態」と判断された場合には、町教委からの指示に従って必要な対応を行う。